

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	署名と記名はどう違うのか。代理人等が記名もしくは印刷等して差し支えないのか。	記名は自署を必要としないため、代理人等による記名や印刷でも差し支えありません。
2	<p>全般的に申請者の利便性の向上等、基本的な方向・内容について賛成であるが、様式については日本語に不慣れな人もいることも踏まえ、次の点について改善が望まれる。</p> <p>○「別記第六号の三様式」について、「25 経歴」欄の表の「年」「月」の下に不要と思われる空白があることから、年月の行の高さを小さくし、誤記入を招かないように改善すべきである。</p> <p>○「別記第八十四号様式」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「印紙」→「収入印紙」と正式名にして分かりやすくすべきである。 ・「納付いたします。」は「納付します。」というやさしい日本語に修正すべきである。 ・長い外国人の氏名も書きやすいように記名欄を長くすべきである。 ・もし1から9の納付種別に○をつけて提出を求めるとであれば、「1から9の納付種別のうち、該当するものを○で囲んでください。」と注を付け、必要であれば「はり付けた収入印紙には、押印しないでください。」との注もつけるべきである。 	御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
3	研究においては、所属する研究室等に加えて所属学会も重要であるから、所属学会の記載も求めるべきである。	今回の改正は技術流出防止の実効的な水際管理を図る観点から行うものであり、研究活動の拠点となる研究室等を把握することが重要と考えております。改正の趣旨を踏まえ、申請内容に疑義が生じた場合は所属機関への確認等を行うことにより、制度の適切な運用に努めてまいります。
4	別記第六号の三様式の申請人等作成用2P(「留学」)の経歴欄には高校卒業以降のもののみ記入することとされているが、海外の「高校」の学齢や教育制度は日本と異なる場合があり、それらを申請者の任意の記入に任せれば、画一的な審査を行えない可能性がある。18歳以降等特定の年齢に達した後の経歴の記載を求めることが適切である。	左記様式の改正は技術流出防止の実効的な水際管理を図る観点から行うものであるため、特に高等学校卒業以降の経歴を詳細に把握すべきと考えております。改正の趣旨を踏まえ、制度の適切な運用に努めてまいります。
5	なりすましや偽装の懸念があるため、在留申請のオンライン化には反対である。 在留資格認定証明書交付申請書に係る研究室名欄や指導教員氏名欄及び経歴欄について、事実かどうかのチェックはしっかりやってもらいたい。	外国人本人によるオンラインでの在留申請手続においては、政府全体で利活用が進められているマイナンバーカードの電子証明書と公的個人認証機能を活用する予定であり、これにより、オンライン申請であっても厳格な本人確認が可能となると考えています。また、留学生・研究者等の審査にあたっては、改正の趣旨を踏まえ、申請内容に疑義が生じた場合は所属機関への確認等を行うことにより、制度の適切な運用に努めてまいります。
6	入管法施行規則改正案の第59条の6第3項第2号等に「地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが」とあるが、評価基準が明記されておらず、悪徳業者による偽装や人権侵害が発覚した場合のフォローはどのようになっているのか。	内容が偽りであることを知りながら資料を提出したり、申請人等から依頼を受けずに取次ぎを行ったことなどが明らかになった場合については、申請等取次を認めないなどの措置を講じるほか、申請内容に疑義が認められた場合は、申請人を出頭させ聴取を行うこと等により、制度の適切な運用に努めてまいります。
	①オンライン申請におけるなりすまし防止等のため顔認証システムを導入すべきである。	①外国人本人によるオンラインでの在留申請手続においては、政府全体で利活用が進められているマイナンバーカードの電子証明書と公的個人認証機能を活用する予定であり、これにより、オンライン申請であっても厳格な本人確認が可能となると考えています。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
	②行政書士・弁護士がオンライン申請をする場合、事前の利用申出手続は不要とし、識別符号及び暗証符号の付与に係る手続を簡素化すべきである。	②事前に単位会を經由して地方出入国在留管理官署に届出を行った弁護士・行政書士は、届出済証明書番号を活用して本人確認の上、オンラインで利用者情報登録を行うことが可能となる予定です。
	③上記②について、識別符号及び暗証符号の有効期限や更新手続に変更はないか。届出済証明書の有効期間の満了日と合わせて3年とすべきである。	③弁護士・行政書士がオンラインで利用者情報登録を行った場合、識別符号及び暗証符号の有効期間は、届出済証明書の有効期間(原則3年間)の満了日まで有効とする予定です。
	④改正前の入管法施行規則第61条の3第5項の要件を撤廃した理由は何か。廃止された要件を改正後も担保する措置はとられているのか。	④外国人本人によるオンラインでの在留申請手続を認めることに伴い、所属機関の職員等によるオンライン申請の利用申出に係る承認要件を見直したのですが、本要件を改正した後も、同様の担保措置を講じる予定です。
	⑤オンライン申請の利便性向上のため、追加資料の提出等についても完全にオンライン化してほしい。	⑤オンライン申請における追加資料の提出は、在留申請オンラインシステム上で行えるようにする予定です。
	⑥オンライン申請の利便性向上のため、手数料のクレジットカード払いを可能としてほしい。	⑥クレジットカード決済を含む手数料の電子納付の導入については、今後、検討していく予定です。
	⑦在留申請オンラインシステムの事前の利用申出手続に際し、「外国人リスト」の提出が負担になっていることから書類の省略をお願いしたい。	⑦当庁において、外国人材の受入れ状況等を把握するため、所属機関単位で情報管理を行うシステムを整備したことに伴い、利用者の利便性も考慮した上で、「所属している外国人リスト」及び「実習実施者に所属している外国人リスト」は廃止する予定です。
7	⑧在留期間満了日及び同満了日の翌開庁日のオンライン申請も可能にしてほしい。	⑧在留申請オンラインシステムの仕様・機能の改善については、今後、運用状況や利用者等の御意見を踏まえつつ検討していく予定です。
	⑨入管法第19条の16に基づく届出についても行政書士によるオンライン申請の取扱いを認めてほしい。	⑨出入国管理及び難民認定法第19条の16に規定する「所属機関に関する届出」については、地方出入国在留管理官署窓口への提出、郵送のほか、出入国在留管理庁のホームページからオンラインで届出ができる「電子届出システム」の利用を案内しているところ、特に、「電子届出システム」による届出については、我が国政府がデジタル化社会の実現を目指す中、利用の促進のための各種取組を実施しています。御意見も踏まえ、「電子届出システム」の更なる利便性向上に向けて、今後も引き続き検討していく予定です。
	⑩オンライン申請について、実務的な観点から行政書士にもシステムの使い勝手が良いかの確認をさせてほしい。	⑩オンライン申請の利便性の向上に当たっては、利用者目線でのシステム構築に取り組むことが重要であると考えていることから、当庁においては、定期的に利用者アンケートを行い、更なる利便性向上に努めていく予定です。
	⑪所属機関に関するカテゴリー分けは、利便性の観点から残してもらいたい。	⑪事前の利用申出手続において、提出書類から、所属機関の経営状況や財務状況の観点から安定的・継続的に事業が運営されていると認められた場合は、オンライン申請時の提出書類を削減する措置を講じているところ、当該措置は今後も継続する予定です。
	⑫オンライン申請に係る本人確認方法として、G-bizIDや行政書士専用の電子署名を利用できるようにしてほしい。	⑫御指摘の本人確認方法については、今後の在留申請オンラインシステムの運用状況等を踏まえつつ、その可否を検討していく予定です。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
	<p>⑬オンラインシステムの対応ブラウザを増やし、表示される選択項目を改善するなど、より利便性に配慮した仕様としてほしい。</p> <p>⑭業務上、海外に渡航することもあることから、海外からのオンライン申請を認めてほしい。</p> <p>⑮オンライン申請の申請書の項目や各種データのアップロードについて改善してほしい。</p>	<p>⑬在留申請オンラインシステムのブラウザは、「Google Chrome ver72」を前提としており、他の環境での動作保証はしていないところ、今後、ブラウザの対象拡大について検討していく予定です。</p> <p>⑭在留期間更新申請等の在留諸申請は、基本的に申請人本人が本邦に在留している必要があること及びセキュリティ上の問題等から、海外からの在留申請オンラインシステムへのアクセスを制限しています。</p> <p>⑮申請項目の改善等について、今後、在留申請オンラインシステムの運用状況等を踏まえつつ、検討していく予定です。</p>
8	<p>①登録支援機関の職員が電子処理組織による申請を行う際、申請書の項目を作成しないよう所要の規定を追加してほしい。</p> <p>②外国人本人によるオンライン申請を認めることによるなりすまし懸念されるため、なりすましを防ぐなどの対策を講じるべきである。</p> <p>③申請取次ぎを認められている弁護士・行政書士のIDと企業のIDをひも付けられるようにしてほしい。</p>	<p>①御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>②外国人本人によるオンラインでの在留申請手続においては、政府全体で利活用が進められているマイナンバーカードの電子証明書と公的個人認証機能を活用する予定であり、これにより、オンライン申請であっても厳格な本人確認が可能となると考えています。</p> <p>③申請等取次の届出を行った弁護士・行政書士は、申請等取次者に付与される届出済証明書番号を活用して本人確認の上、オンラインで利用者情報登録を行うことが可能となる予定です。そのため、今後、所属機関ごとに認証IDを取得することなく、オンラインで固有の認証IDを取得できるようになる予定です。</p>